

くまもと米粉食品取扱店募集要項

第1 目的

- 1 熊本の地域社会へ米粉食品の製造・販売、飲食の提供を通じて、米の新たな可能性を広げる微細米粉（米穀の新用途に利用するためペースト等に加工されたものを含む。）による食文化の普及・定着を目指す。
- 2 熊本産の米粉食品の購入・利活用を推進することで、熊本県水田農業・米粉食品業界の振興を図る。

第2 応募条件

前条の目的に賛同し、熊本県産米を使用した米粉食品の製造・販売（飲食での提供を含む）に取り組む又は取り組もうとする者。

＜米粉食品＞

微細米粉（米穀の新用途に利用するためペースト等に加工されたものを含む。）を使用した食品とし、従来からある上新粉や白玉粉を使用した団子、饅頭等は除く。

第3 くまもと米粉食品取扱店の登録

熊本県は、米粉食品取扱店の申込みがあった場合はくまもと米粉食品取扱店として登録し、次の方法により消費者等へ広くPRを行う。

ただし、登録したくまもと米粉食品取扱店が応募条件を満たさないと認められるときは、登録を取り消すことができる。

- 1 「くまもとの米粉」ホームページ等を活用したPR
- 2 県下統一PR資材等を登録店へ提供
- 3 米粉関係イベント等でのPR

第4 応募方法

くまもと米粉食品取扱店の登録を受けようとする製造・販売店及び飲食店は、別紙様式1の申込書を熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課（以下「事務局」という。）へ郵送、電子メール又は持参により提出するものとする。

第5 応募期間

随時受け付けるものとする。

第6 申込内容の変更及び登録の辞退

- 1 くまもと米粉食品取扱店は、申込内容に変更が生じた場合は、当該内容の変更を届け出るものとする。
- 2 くまもと米粉食品取扱店は、登録の辞退を行う場合又は応募条件に合致しなくなった場合は、登録辞退届を提出するものとする。

附 則

この要項は、平成21年11月6日から施行する。

附 則（平成24年3月28日農産第850号）

この要項は、平成24年3月28日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成25年9月2日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に改正前の要項の規定によりくまもと米粉食品取扱店として県が指定した製造・販売店及び飲食店は、改正後の要項の相当規定に基づいて登録した製造・販売店及び飲食店とみなす。

附 則

この要項は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年2月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年1月15日から施行する